

○南沖農地を守る会荒廃農地解消対策事業規定

平成31年3月6日

(趣旨)

第1 南沖農地を守る会の対象農地が存する大字八幡一帯の棚田の多面的機能を守るため、荒廃農地解消を行おうとする者に対し、人件費の支援をする。

(事業経費の基準)

第2 自ら荒廃農地を復旧しようとする者に対し、人件費として1,500円/時間を支援する。ただし、事業は年度予算の範囲内で行う。

(事業条件)

第3 次の各号に掲げる事項は、事業の条件とする。

- (1) 南沖農地を守る会の対象農地として位置付けてある又は位置付ける見込みのある土地を対象とする。
- (2) 協定期間内は復旧後農地の保全を必ず実施するものとする。なお、協定期間内とは期の5年間を指す。

(申込書の様式、添付書類及び提出期限)

第4 申込書は、南沖農地を守る会荒廃農地解消対策事業申込書（申込書）によるものとする。

(実績報告兼請求書)

第5 実績報告書兼請求書は、南沖農地を守る会荒廃農地解消対策事業実績報告書兼請求書（実績報告書兼請求書）によるものとする。

(施行期日)

1 この事業は、平成31年4月1日から施行する。